

(様式例第11)

日総病第 148号  
令和元年7月25日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 山形県酒田市あきほ町30番地  
申請者

氏名 地方独立行政法人  
山形県・酒田市病院機構  
(日本海総合病院)  
理事長 栗谷 義樹



日本海総合病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成30年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地
氏名	地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
------------------------------

3 所在の場所

〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地 電話 (0234) 26-2001
---

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
一床	4床	一床	一床	642床	646床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	<p>(主な設備)</p> <p>HCU 病床16 ・ ICU 病床8</p> <p>除細動器、ペースメーカー、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸器、経皮的酸素分圧監視装置、酸素濃度測定装置、微量輸液装置、超音波診断装置、心電図モニター、血液ガス分析装置、人工透析装置、気管支ファイバー、経皮的心肺補助装置、連続心拍出量測定装置、熱傷ベッド、スケールヘッド、大動脈内バルーンパンピング</p>
化学検査室 (検体検査室)	<p>(主な設備)</p> <p>テーブルトップ遠心機、テーブルトップ冷却遠心機、卓上遠心機、生化学自動分析装置、化学発光免疫測定装置、血糖分析装置</p> <p>ヘモグロビンA1c測定装置、全自動血液凝固測定装置、多項目自動血球分析装置、自動塗抹標本作製装置、血液像自動分析装置</p> <p>赤血球沈降速度測定装置、自動尿分取装置、血液ガス分析装置</p>
細菌検査室	<p>(主な設備)</p> <p>全自動最近同定感受性装置、薬剤感受性装置、自動血液培養装置、安全キャビネット、プログラム恒温槽、フ卵バイオハザート冷却遠心機、マイクロプレートリーダー、超低温フリーザー、光学顕微鏡、蒸留水製造装置、オートクレーブ</p>
病理検査室	<p>(主な設備)</p> <p>自動固定包埋装置、自動免疫染色装置、クリオスタット、光学顕微鏡、マイクローム、遠心分離機、自動細胞収集装置、臓器撮影装置、蛍光顕微鏡</p>
病理解剖室	<p>(主な設備)</p> <p>解剖台、死体保管用冷蔵庫、臓器撮影装置</p>
研究室 (第二会議室)	<p>(主な設備)</p> <p>机、椅子、ワイヤレスマイク、モニター、音響設備、ホワイトボード、プロジェクター、シャウカステン、</p>
講義室	<p>室数 1 室 収容定員 200人</p>
図書室	<p>室数 1 室 蔵所数 6,700冊程度 (単行書)</p>
救急用又は患者 搬送用自動車	<p>(主な設備)</p> <p>救急車 (酸素設備、吸引機) 保有台数 1 台</p>
医薬品情報管理室	<p>[専用室] 床面積 26.8㎡</p>

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	68.0%	算定期間	2018年4月1日 ~2019年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	101.5%		
算出根拠	A：紹介患者の数		12,943人
	B：初診患者の数		19,033人
	C：逆紹介患者の数		19,328人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

[ 紹介・逆紹介率 月別統計 ]

要件 ・紹介率80%以上 又は 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 又は 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上 のいずれか。

[ 新算定方式 ]

地域医療支援病院逆紹介率 =  $\frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$

地域医療支援病院紹介率 =  $\frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$

・紹介率 =  $\frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}} - \text{救急搬送患者数}$

	H30年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
初診患者数①	2,308	2,483	2,447	2,602	2,867	2,377	2,451	2,382	2,353	2,758	2,345	2,429	29,802
救急車にて搬送された初診患者②	153	162	151	178	180	192	139	143	200	204	165	146	2,013
休日又は夜間に受診した初診患者③	694	754	653	755	843	757	578	582	648	1,100	703	689	8,756
初診患者一(救急車にて搬送された初診患者+休日又は夜間に受診した初診患者数)	1,461	1,567	1,643	1,669	1,844	1,428	1,734	1,657	1,505	1,454	1,477	1,594	19,033
紹介患者数④	1,006	1,056	1,103	1,128	1,107	963	1,235	1,142	1,049	969	1,051	1,134	12,943
逆紹介患者数⑤	1,483	1,563	1,590	1,643	1,673	1,483	1,646	1,726	1,730	1,486	1,534	1,771	19,328
紹介率 (%) = ④/① - (②+③)	68.9%	67.4%	67.1%	67.6%	60.0%	67.4%	71.2%	68.9%	69.7%	66.6%	71.2%	71.1%	68.0%
逆紹介率 (%) = ⑤/① - (②+③)	101.5%	99.7%	96.8%	98.4%	90.7%	103.9%	94.9%	104.2%	115.0%	102.2%	103.9%	111.1%	101.5%

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	24床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救命救急センター	817.0㎡	(主な設備) エックス線一般撮影装置 超音波診断装置 FPD搭載回診用エックス線撮影装置 高規格救急車伝送心電図等受診装置 モニタリングシステム	可
放射線撮影室	1,554.8㎡	(主な設備) エックス線CT装置 デジタルエックス線一般撮影装置 磁気共鳴断層撮影装置 循環器系エックス線診断装置 乳房エックス線撮影装置 泌尿器用エックス線テレビ装置 ガンマカメラシステム 脳腹部血管撮影システム 心臓カテーテル検査データシステム フルデジタルガンマカメラ アフターローディング 体外衝撃波結石破碎装置 リニアック	可
内視鏡検査室	656.6㎡	(主な設備) 気管支ビデオスコープ超音波観測システム ハイビジョンビデオスコープシステム デジタルエックス線テレビシステム	可
生理検査室	297.3㎡	(主な設備) 医用サーモグラフィ装置 血圧脈波検査装置 心電図データマネジメントシステム	可
臨床検査室	565.9㎡	(主な設備) 血液検査システム 心臓用超音波診断装置 自動採血管準備装置 病理顕微鏡システム	可

集中治療室 (ICU・HCU)	657.1㎡	(主な設備) HCU 病床16 ICU 病床8 除細動器 ペースメーカー 心電計 呼吸循環監視装置 人工呼吸器 経皮的酸素分圧監視装置、 酸素濃度測定装置 微量輸液装置 超音波診断装置 心電図モニター 血液ガス分析装置 人工透析装置 気管支ファイバー 経皮的心肺補助装置 連続心拍出量測定装置 熱傷ベッド、 スケールヘッド 大動脈内バルーンパンピング	可
--------------------	--------	---	---

#### 4 備考

山形県 救急告示病院（二次救急医療、三次救急医療）平成29年4月1日から令和2年3月31日

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。  
 既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

#### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数（※へり含む）	3,956人 ( 2,040人)
上記以外の救急患者の数	19,208人 ( 2,988人)
合計	23,164人 ( 5,028人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

#### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動	1台
--------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

① 平成30年度共同利用医療機関延べ数	2,334件
・施設共同利用医療機関延べ数	25件
・機器共同利用医療機関延べ数	2,309件
② 上記①の医療機関のうち、開設者と直接関係のない医療機関	2,334件
・施設共同利用医療機関延べ数	25件
・機器共同利用医療機関延べ数	2,309件

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

①磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)
②コンピュータ断層撮影装置 (CT)
③陽電子放出断層撮影装置 (PET/CT)
④ラジオアイソトープ検査装置 (RT)
⑤その他病院長が認めた医療機器装置
⑥建物の全部

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無  有  無  
 イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： 萬年 智  
 職種： 医事課長

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
※別紙のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	3床 (HCU)
--------------	----------

## 医療機器の共同利用について

撮影種		平成30年度
MRI	全体 ①	7,559
	うち紹介 ②	800
	割合(②/①)	10.6%
CT	全体 ①	20,349
	うち紹介 ②	1,385
	割合(②/①)	6.8%
RI	全体 ①	1,152
	うち紹介 ②	6
	割合(②/①)	0.5%
PET/CT	全体 ①	1,014
	うち紹介 ②	118
	うち検診	84
	割合(②/①)	11.6%

合計	全体	30,074
	うち紹介	2,309
	うち検診	84



(目的)

第1条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院（以下「日本海総合病院」という。）は、地域住民への質の高い医療サービスを提供するため酒田地域の医療機関等との病診連携並びに病病連携を図り、酒田地域の医師、歯科医師、看護師、その他医療従事者（以下「医療従事者」という。）の相互研鑽及び情報の共有を図ることを目的として医療連携登録医制度運営要綱を定める。

(登録医制度の内容)

第2条 登録医制度の類型及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 紹介入院患者共同診療制度

医療連携登録医制度に登録された医療機関（以下「医療連携登録医療機関」という。）から紹介され入院した患者の診療について、かかりつけ医である登録医と日本海総合病院主治医が共同して当該患者の検査、処置、指導を行うこと（以下「共同診療」という。）により、退院後のかかりつけ医への円滑な診療につなげることを目的とする。

(2) 医療機器共同利用制度

医療連携登録医療機関から検査目的で紹介された患者の検査について、かかりつけ医である登録医と日本海総合病院医師が日本海総合病院の医療機器を共同利用すること（以下「医療機器共同利用」という。）により、検査後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とする。

(3) 研究及び研修部門利用制度

医療連携登録医療機関の医療従事者へ日本海総合病院が開催する研究会及び研修会並びに日本海総合病院を広く開放することにより、資質向上並びに相互研鑽を行うこと（以下「研究医及び研修部門利用制度」という。）を目的とする。

(登録医制度の利用)

第3条 登録医制度の利用にあたって、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療連携登録医登録（変更）申請書」（様式1）（以下「登録医登録（変更）申請書」という）により、医療機関単位で事前に登録申請をしなければならない。

2 登録事項に変更が生じた場合は、その事項を「登録医登録（変更）申請書」により変更申請をしなければならない。

(登録の決定及び登録証の交付)

第4条 登録医制度の利用決定は日本海総合病院長が行う。

2 日本海総合病院長は、利用決定を行った場合、医療連携登録医療機関に対して「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療連携登録証」（様式2）を交付し、「医療連携登録医制度登録通知書」（様式3）を送付する。

3 紹介入院患者共同診療制度及び医療機器共同利用制度を利用する医師又は歯科医師については、「医療連携登録医制度登録医師証」（様式4）を発行する。

(登録の期間)

第5条 次の各号いずれかに該当した場合は、登録医を辞退するものとする。

(1) 登録医が保険医でなくなったとき

(2) 登録医制度の利用について継続しがたい事由が生じたとき

(登録医制度の利用対象施設及び医療機器)

第6条 医療連携登録医療機関からの紹介入院患者の共同診療施設として、日本海総合病院内病棟に専用病床3床を確保する。

2 医療連携登録医療機関から紹介された患者の検査にあたって、医療機器共同利用を行う医療機器は次の各号の掲げる装置とする。

- (1) 磁気共鳴断層撮影装置 (MR I)
- (2) コンピュータ断層撮影装置 (CT)
- (3) ラジオアイソトープ検査装置 (RI)
- (4) その他病院長が認めた医療機器装置

3 医療連携登録医療機関の医療従事者に対して、研究及び研修部門利用制度で開放する施設は、日本海総合病院の図書施設とする。

(共同利用の実施手順)

第7条 登録医が共同診療を行おうとする場合は、事前に「入院患者共同診療申込書」(様式5)を提出しなければならない。

2 登録医が医療機器共同利用を行おうとする場合は、「医療機器共同利用申込書」(様式6)を提出しなければならない。

3 共同診療または医療機器共同利用を終了した後は「入院患者共同診療・医療機器共同利用実施記録書」(様式7)により、診療・検査内容等を記録しなければならない。

(利用時間及び遵守事項)

第8条 共同診療または医療機器共同利用は、祝日、休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分の時間内とする。ただし、病院長が認めた場合は、この限りではない。

2 登録医は、共同診療・医療機器共同利用を行う際、白衣及び「医療連携登録医制度登録医証」を着用しなければならない。

(共同利用に係る経費)

第9条 共同診療又は医療機器共同利用を行う際の諸費用、機器使用料は、日本海総合病院の負担とし、登録医に対しての請求は行わない。ただし、患者に負担を求めることができない費用等が生じた場合は、協議の上請求する場合がある。

2 登録医が行う共同診療又は医療機器共同利用に対する報酬や旅費等の支給は行わない。

(医療情報の共有)

第10条 共同診療又は医療機器共同利用に際し、登録医は日本海総合病院内電子カルテを閲覧し、紹介患者の医療情報を得ることができる。

2 登録医は医療情報ネットワーク協議会ちようかいネットに積極的に参加し、紹介患者の医療情報の共有化を図ることとする。

(実施細則)

第11条 医療連携登録医制度の運営にあたっての運用方法等については、日本海総合病院が別に定める。

附則

(施行期日)

本要綱は、平成24年8月1日から施行する。

# 登録医療機関の名簿

No.	医療機関名	医師名	住所	主たる診療科名	地域医療 支援病院 開設者との 経営上の 関係	共同類型 施設 1 機器 2
1	丸岡医院	丸岡 喬	酒田市松原南15-1	内科 消化器科	無	1・2
2	吉田医院	吉田 元	酒田市本町1-2-6	内科	無	1・2
3	医療法人尾形内科胃腸科医院	尾形 浩	酒田市みずほ1-2-28	内科、胃腸科	無	1・2
4	本間医院	本田 和義	酒田市南千日町10-48	内科、婦人科	無	1・2
5	阿部内科胃腸科医院	阿部 正和	東田川郡庄内町南野字南浦95-1	内科、胃腸科	無	1・2
6	山原整形外科クリニック	山原 慎一	酒田市大宮字一貫野82	整形外科	無	1・2
7	浅野内科クリニック	浅野 正二	酒田市あきほ町653-9	内科	無	1・2
8	酒井医院	酒井 朋久	酒田市相生町2-5-40	内科	無	1・2
9	さとう小児科医院	佐藤 寛明	酒田市新井田町1-3	小児科	無	1・2
10	さとう内科クリニック	佐藤 顕	酒田市東泉町1-12-50	内科	無	1・2
11	高木整形外科クリニック	高木 信博	酒田市亀ヶ崎7-1-30	整形外科	無	1・2
12	斎藤整形外科医院	斎藤 潔	東田川郡庄内町余目字町17-1	整形外科	無	1・2
13	石沢内科胃腸科医院	石澤 優	酒田市亀ヶ崎2-2-57	内科、胃腸科	無	1・2
14	諸星外科内科クリニック	諸星 保憲	酒田市ゆたか1-5-1	外科、内科	無	1・2
15	ほんま内科胃腸科医院	本間 清和	酒田市光ヶ丘2-19-19	内科、胃腸科	無	1・2
16	こども医院さいとう	斎藤 慶一	酒田市松原南11-21	小児科	無	1・2
17	しょうない眼科	土谷 大仁朗	酒田市大宮町1-4-17	眼科	無	1・2
18	医療法人社団池田内科医院	池田 眞治	酒田市広野字末広105-4	内科	無	1・2
19	池田内科医院 浜中診療所	池田 眞人	酒田市浜中上村372-10	内科	無	1・2
20	いくま内科胃腸科クリニック	井熊 仁	酒田市錦町5-32-698	内科胃腸科	無	1・2
21	サイトー内科	齋藤 好正	酒田市一番町9-9	内科	無	1・2
22	くろき脳神経クリニック	黒木 亮	酒田市富士見町3-2-3	脳神経外科	無	1・2
23	健生ふれあいクリニック	本間 卓	酒田市泉町1-16	内科、循環器内科	無	1・2
24	池田外科胃腸科医院	池田 利史	酒田市上安町1-80-28	外科、胃腸科	無	1・2
25	富樫クリニック	富樫 尚子	酒田市本町3-10-5	内科、神経内科	無	1・2
26	土門医院	土門 斉	飽海郡遊佐町庄泉字開元65	内科、泌尿器科	無	1・2
27	上田診療所	矢島 恭一	酒田市上野曾根字上中割73	外科、胃腸科	無	1・2
28	医療法人誠山会大山内科循環器クリニック	大山 武紹	酒田市亀ヶ崎3-8-11	循環器内科	無	1・2
29	石黒内科医院	石黒 昌生	酒田市東中の口町3-2	内科	無	1・2
30	岡田内科循環器科クリニック	岡田 恒弘	酒田市東大町3-38-3	循環器内科	無	1・2
31	眞田医院	眞田 淳	酒田市浜田1-7-56	内科	無	1・2
32	菅原外科内科医院	菅原 貴子	酒田市東大町1-10-6	外科、内科	無	1・2
33	医療法人西尾医院	西尾 彰	酒田市亀ヶ崎2-4-12	皮膚科、泌尿器科	無	1・2
34	山容病院	小林 和人	酒田市高砂2-1-64	精神科、内科	無	1・2
35	松浦内科医院	松浦 周	酒田市こあら2-3-9	内科	無	1・2
36	櫻井医院	櫻井 健	酒田市北今町1-35	内科、小児科	無	1・2
37	かめがさき整形外科	安田 健一	酒田市亀ヶ崎3-2-13	整形外科	無	1・2
38	医療法人外科内科渡邊クリニック	渡邊 公伸	酒田市亀ヶ崎3-2-1	外科、内科	無	1・2
39	さくらこころのクリニック	荒木 桂	酒田市東大町2-6-4	心療内科	無	1・2

No.	医療機関名	医師名	住所	主たる診療科名	地域医療 支援病院 開設者との 経営上の 関係	共同利 用類型 施設 1 機器 2
40	さかい往診クリニック	坂井 庸祐	酒田市みずほ2-20-7	内科、外科	無	1・2
41	かとう医院	加藤 久仁彦	東田川郡庄内町余目字町15-1	内科、循環器科	無	1・2
42	奥山医院	奥山 綏夫	東田川郡庄内町狩川字小野里117	内科、外科	無	1・2
43	水戸部クリニック	水戸部 勝幸	酒田市駅東2-6-11	内科、皮膚科	無	1・2

## 酒田地区医療情報ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、酒田地区医療情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の関係医療機関がそれぞれの医療情報を共有することにより、患者さんに急性期から回復期を経て在宅医療にいたるまで一貫した治療方針のもとに切れ目ない医療を提供できる地域医療連携体制を推進することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局を山形県酒田市あきほ町30番地 山形県・酒田市病院機構日本海総合病院医療情報課内に置く。

(事業)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療情報共有化システムの開発
- (2) 医療情報共有化の推進
- (3) 地域医療連携パスの運用の推進
- (4) その他本協議会の目的にあった事業

(構成団体、役員)

第5条 協議会の構成団体、機関並びに役員は別紙のとおりとする。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事はこの協議会の財産の状況並び決算を監査する。

(協議会決定事項)

第7条 協議会は、以下の事項について審議し、決定する。

- 規約の変更
- 事業計画及び収支予算
- 事業報告及び収支決算
- 資産の管理
- その他、協議会の運営に関する事項。

(協議会の開催)

第8条 会長は必要に応じ委員を招集し、協議会を開催する。

- 2 協議会の議長は会長とする。
- 3 協議会の議決は出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第9条 会長は第4条の事業を達成するために、検討委員会を組織することができる。

- 2 検討委員会の長は会長が指名し、その構成員は検討委員会の長が指名した者で構成する。

(会計)

第10条 協議会の会計事務並びに契約事務は「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程」、「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構会計規程実施規程」及び「地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程」を準用する。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は協議会の議決を経て会長が定める。ただし、協議会を招集する暇がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

この規約は平成22年5月25日から施行する。

附 則

この規約は平成26年6月 9日から施行する。

附 則

この規約は平成27年6月17日から施行する。

附 則

この規約は平成28年7月20日から施行する。

附 則

この規約は平成29年6月12日から施行する。

附 則

この規約は令和元年6月19日から施行する。

# ちようかいネット患者登録件数

< 参加施設一覧 >

平成31年3月末日現在

【病 院】

19 【診療所】

78

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
1	<開示>日本海総合病院・日本海酒田リハビリテーション病院	酒田	20	さとう内科クリニック	酒田	40	さかい往診クリニック	酒田
2	<開示>本間病院・のぞみ診療所・高見台クリニック	酒田	21	酒井医院	酒田	41	影沢内科医院	酒田
3	酒田東病院	酒田	22	ほんま内科胃腸科医院	酒田	42	高木整形外科クリニック	酒田
4	山形県立 新庄病院	新庄	23	さとう小児科医院	酒田	43	眞田医院	酒田
5	順仁堂 遊佐病院	遊佐町	24	石沢内科胃腸科医院	酒田	44	渡邊クリニック	酒田
6	<開示>鶴岡市立 荘内病院	鶴岡	25	岡田内科循環器クリニック	酒田	45	健生ふれあいクリニック	酒田
7	山形大学医学部 第二外科	山形	26	おおたきこどもクリニック	酒田	46	菅原医院	庄内町
8	置賜総合病院(oki-net)	置賜	27	菅原外科内科医院	酒田	47	ましま内科クリニック	鶴岡
9	鶴岡協立病院	鶴岡	28	吉田医院	酒田	48	松浦内科医院	酒田
10	山大医学部 歯科口腔・形成外科	山形	29	あいおい皮膚科クリニック	酒田	49	佐久間医院	鶴岡
11	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡	30	本間医院	酒田	50	阿部内科胃腸科医院	庄内町
12	鶴岡協立リハビリテーション病院	鶴岡	31	近藤内科循環器クリニック	酒田	51	いくま内科胃腸科クリニック	酒田
13	三友堂病院(oki-net)	置賜	32	水戸部クリニック	酒田	52	富樫クリニック	酒田
14	山容会 山容病院	酒田	33	満天クリニック	鶴岡	53	真島医院	鶴岡
15	山大医学部 小児科	山形	34	池田外科胃腸科医院	酒田	54	岡田医院	鶴岡
16	<開示>庄内余目病院	庄内町	35	諸星外科内科クリニック	酒田	55	飛島診療所	酒田
17	宮原病院	鶴岡	36	成澤医院	庄内町	56	しょうない眼科	酒田
18	<開示>山形県立 中央病院	山形	37	山本医院	酒田	57	三原皮膚科	鶴岡
19	愛陽会 三川病院	三川町	38	ほんまクリニック	酒田	58	犬塚医院	鶴岡
			39	上田診療所	酒田	59	上野整形外科	鶴岡

【診療所】

【歯 科】

21

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
60	土田内科医院	鶴岡	80	鈴木医院	酒田	98	土門歯科医院	遊佐町
61	中目内科胃腸科医院	鶴岡	81	いとうクリニック	鶴岡	99	ぶらす矯正歯科	酒田
62	中村内科胃腸科医院	鶴岡	82	瀬尾メンタルクリニック	酒田	100	亀ヶ崎歯科医院	酒田
63	丸岡医院	酒田	83	大井医院	酒田	101	佐々木歯科医院	酒田
64	わたべクリニック	酒田	84	あきばクリニック	酒田	102	鈴木歯科医院	酒田
65	のざきヒフ科クリニック	酒田	85	協立大山診療所	鶴岡	103	ふみぞの歯科・矯正歯科	鶴岡
66	斎藤胃腸科クリニック	鶴岡	86	木根淵医院	鶴岡	104	富樫歯科医院	酒田
67	石黒内科医院	酒田	87	庄南クリニック	鶴岡	105	寿デンタルクリニック	酒田
68	かめがさき整形外科	酒田	88	鶴岡市国民健康保険上田沢診療所	鶴岡	106	迎田歯科医院	鶴岡
69	石橋内科胃腸科医院	鶴岡	89	池田内科医院	鶴岡	107	日吉歯科診療所	酒田
70	川口耳鼻咽喉科クリニック	酒田	90	佐藤診療所	鶴岡	108	澤田歯科医院	鶴岡
71	今泉クリニック	酒田	91	佐藤医院	鶴岡	109	鼠ヶ関番場歯科医院	鶴岡
72	さくまクリニック	鶴岡	92	村山医院	酒田	110	五十嵐歯科医院	鶴岡
73	阿部医院(温海)	鶴岡	93	日本海八幡クリニック	酒田	111	石黒歯科・矯正歯科医院	鶴岡
74	サイトー内科	酒田	94	須田内科クリニック	鶴岡	112	清野歯科医院	鶴岡
75	森田内科クリニック	庄内町	95	耳鼻咽喉科たからだクリニック	鶴岡	113	歯科家中新町クリニック	鶴岡
76	くろき脳神経クリニック	酒田	96	しんぱしクリニック	酒田	114	大滝歯科医院	遊佐町
77	加納医院	酒田	97	温海クリニック	鶴岡	115	高橋歯科医院	酒田
78	太田医院	酒田		テストちようかいクリニック		116	毛呂歯科医院	鶴岡
79	松山診療所	酒田				117	ほんま歯科クリニック	鶴岡

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
118	ふじしま歯科医院	鶴岡	119	かもめ薬局	酒田	139	クスリのフレンズ	鶴岡
			120	ラバス調剤薬局酒田南店	酒田	140	篠田訪問薬局	鶴岡
			121	ひまわり薬局	酒田	141	日本調剤鶴岡南薬局	鶴岡
			122	カイエイ薬局	酒田			
			123	日本調剤 遊佐町薬局	遊佐町			
			124	日本調剤 若葉薬局	鶴岡			
			125	ツルオカ薬局	鶴岡			
			126	ゆのはま薬局	鶴岡			
			127	日本調剤 荘内薬局	鶴岡			
			128	にしき調剤薬局	鶴岡			
			129	ハート調剤薬局本町店	鶴岡			
			130	あきほ薬局	酒田			
			131	ツルオカ薬局ゆあつみ店	鶴岡			
			132	あかね薬局	鶴岡			
			133	瀬尾薬局駅東店	酒田			
			134	ハート調剤薬局鶴岡駅前店	鶴岡			
			135	ハート調剤薬局七日町店	鶴岡			
			136	ハート調剤薬局ひよし店	鶴岡			
			137	ハート調剤薬局鶴岡店	鶴岡			
			138	アイン薬局酒田店	酒田			

## 【訪問看護ST】

## 11 【福祉施設】

## 45

No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
142	(社)酒田地区医師会訪問看護ステーション スワン	酒田	153	在宅介護支援センターかたばみ荘	酒田	173	みずみ指定居宅介護支援事業所	酒田
143	訪問看護ステーションゆざ	遊佐町	154	サンデー 指定居宅介護支援事業所	酒田	174	シェ・モリ介護支援サービス	酒田
144	訪問看護ステーションハローナース	鶴岡	155	多機能 こうらく	酒田	175	あずま指定居宅介護支援事業所	酒田
145	リハビリ訪問看護ステーションみどり	鶴岡	156	さふらん 酒田南店	酒田	176	酒田市地域包括支援センターひがし	酒田
146	訪問看護ステーションここ	鶴岡	157	居宅介護支援事業所 幸楽荘	酒田	177	居宅介護支援事業所 ケアステーションあらた	酒田
147	訪問看護ステーションひまわり	庄内	158	酒田市地域包括支援センター やわた	酒田	178	丸岡医院居宅介護支援事業所	酒田
148	ニチケアセンターこあら 訪問看護ステーション	酒田	159	居宅介護支援事業所 酒田市社会福祉協議会	酒田	179	ケアプランセンターゆうすい	遊佐町
149	訪問看護ステーションとるて	鶴岡	160	多機能 さくら松山	酒田	180	居宅介護支援事業所 檜の木	酒田
150	訪問リハビリテーションいで	鶴岡	161	指定居宅介護支援事業所 ゆたか	酒田	181	医療法人徳洲会 徳田山介護センター	酒田
151	訪問看護ステーションかがやき	酒田	162	酒田市地域包括支援センターはくちょう	酒田	182	多機能さくら遊佐	遊佐町
152	訪問看護ステーションらいふ	酒田	163	庄内町社会福祉協議会 介護支援センター ほほえみ	庄内町	183	パワーリハビリサービス酒田	酒田
			164	庄内町地域包括支援センター	庄内町	184	ニチケアセンターこあら 介護	酒田
			165	多機能型介護ステーション ぬくもり	酒田	185	北のかがやき	酒田
			166	酒田市地域包括支援センターあけぼの	酒田	186	ケアプランセンター みずほ	酒田
			167	さくらホーム 居宅介護支援事業所	酒田	187	多機能施設 檜の木	酒田
			168	酒田市地域包括支援センターまつやま	酒田	188	介護老人保健施設 余目徳洲苑介護センター	庄内町
			169	酒田市地域包括支援センターにいだ	酒田	189	居宅介護支援事業所 キャット	酒田
			170	ケアハウス いっしょいよ	鶴岡	190	介護老人保健施設 あかね介護センター	庄内町
			171	瑞穂の郷ケアプランセンター	鶴岡	191	遊佐町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	遊佐町
			172	ケアプランセンター ソラーナ	庄内町	192	酒田市地域包括支援センターほくぶ	酒田





(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

・緩和ケア関係研修会	8回	院内124名	院外247名	計371名
・地域連携パス関係研修会	7回	院内 83名	院外104名	計187名
・医療安全対策関係研修会	2回	院内406名	院外 0名	計406名
・災害医療関係研修会	5回	院内692名	院外 97名	計789名
・認知症疾患医療センター関係研修会	3回	院内150名	院外160名	計310名
・リハビリ室関係研修会	3回	院内 8名	院外 54名	計 62名
・院内感染対策関係研修会	2回	院内373名	院外 11名	計384名
・褥瘡対策関係研修会	2回	院内160名	院外 43名	計203名

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	32回
(2) (1) の合計研修者数	2,328名 (うち院外705名)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無  有  無  
 イ 研修委員会設置の有無  有  無  
 ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
※別紙のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

#### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講堂	182.3m <sup>2</sup>	(主な設備) 机41脚、椅子167脚、演台1台、スクリーン2枚、 音響設備一式、マイクスタンド6本、 マイク (ワイヤレス2本、有線4本)
第一会議室	56.0m <sup>2</sup>	(主な設備) 机9脚、椅子50脚、プロジェクター1台、 ホワイトボード2台
第三会議室	54.5m <sup>2</sup>	(主な設備) 机15脚、椅子50脚、テレビ1台、ホワイトボード1台 スクリーン1枚
小会議室	18.5m <sup>2</sup>	(主な設備) 机2脚、椅子14脚、ホワイトボード3台
相談室	12.6m <sup>2</sup>	(主な設備) 机1脚、椅子5脚
医局会議室	40.7m <sup>2</sup>	(主な設備) 机10脚、椅子30脚、プロジェクター1台、シャウカステン1台

平成30年度 地域医療連携のための研究会・講演会・開催実績一覧(主たる開催実績)

No.	実施日	研修内容	対象者	院内	院外	合計	備考
1	平成30年6月7日	第1回緩和ケア勉強会《実習》「トレーニングで始める、初めての緩和ケア」	当院職員及び地域医療関係者	43	0	43	
2	平成30年7月3日	第1回地域連携緩和ケア協議会 症例検討会	当院職員及び地域医療関係者	12	32	44	
3	平成30年8月26日	平成30年度日本海総合病院(地域がん診療連携拠点病院)公開講座	一般	0	113	113	
4	平成30年9月8日	庄内緩和医療研究会「終末期の身の置き所のなさ」	当院職員及び地域医療関係者	7	37	44	
5	平成30年10月2日	緩和ケア講演会「在宅でのパピオイド持続皮下注について」	当院職員及び地域医療関係者	27	27	54	
6	平成30年11月18日	平成30年度がん医療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修会	当院職員及び地域医療関係者	14	7	21	
7	平成30年12月11日	第2回地域連携緩和ケア協議会 意見交換会	当院職員及び地域医療関係者	4	9	13	
8	平成31年2月26日	第3回地域連携緩和ケア協議会 症例検討会	当院職員及び地域医療関係者	17	22	39	
		緩和ケア関係 合計		124	247	371	
1	平成30年5月30日	脳卒中地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	14	16	30	
2	平成30年5月30日	大腿骨地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	10	11	21	
3	平成30年6月6日	地域連携パス検討委員会	当院職員及び地域医療関係者	7	7	14	
4	平成30年9月26日	脳卒中地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	14	20	34	
5	平成30年9月26日	大腿骨地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	10	13	23	
6	平成31年1月30日	脳卒中地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	16	21	37	
7	平成30年1月30日	大腿骨地域連携パス調整会議	当院職員及び地域医療関係者	12	16	28	
		地域連携パス関連 合計		83	104	187	
1	平成30年6月15日	第1回医療安全全体研修会	当院職員	208	0	208	
2	平成30年10月5日	第2回医療安全全体研修会	当院職員	198	0	198	
		医療安全対策委員会 合計		406	0	406	
1	平成30年5月31日	災害医療の基礎とトリアージ	当院職員	138	0	138	
2	平成30年6月21日	模擬患者を使ったトリアージ研修	当院職員及び地域医療関係者	148	14	162	
3	平成30年7月24日	病院におけるBCP	当院職員	114	0	114	
4	平成30年10月20日	災害対策実働訓練	当院職員及び地域医療関係者	219	56	275	
5	平成30年12月5日	災害医療券集会	当院職員及び地域医療関係者	73	27	100	
		救急・災害対策委員会 合計		692	97	789	
1	平成30年11月6日	認知症疾患医療連携協議会	当院職員及び地域医療関係者	6	20	26	
2	平成30年12月14日	認知症疾患医療センター講演会(一部)	当院職員	126	0	126	
3	平成30年12月14日	認知症疾患医療センター講演会(二部)	当院職員及び地域医療関係者	18	140	158	
		認知症疾患医療センター関係研修会 合計		150	160	310	
1	平成30年5月22日	庄内CVA勉強会	当院職員及び地域セラピスト	6	28	34	
2	平成30年7月29日	山形理学療法士会職能局座談会	県内理学療法士	1	14	15	
3	平成30年8月19日	山形ホバース研究会教育局成人部会	当院職員及び地域セラピスト	1	12	13	
		リハビリ室運営委員会 合計		8	54	62	
1	平成30年6月20日	第1回院内感染対策研修会	当院職員及び地域医療関係者	195	9	204	
2	平成30年11月26日	第2回院内感染対策研修会	当院職員及び地域医療関係者	178	2	180	
		院内感染対策関係研修会 合計		373	11	384	
1	平成30年9月4日	第1回褥瘡対策研修会	当院職員及び地域医療関係者	77	19	96	
2	平成31年3月8日	第2回褥瘡対策研修会	当院職員及び地域医療関係者	83	24	107	
		褥瘡対策関係研修会 合計		160	43	203	
		合計		1,623	705	2,328	

## 教育研修委員会規程

(目的)

第1条 日本海総合病院における教育研修に関する事項を審議することを目的として、教育研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 研修担当指導医（若干名）
- (2) 医師（若干名）
- (3) 看護部長
- (4) 事務局長
- (5) 薬局長
- (6) 検査部技師長
- (7) 放射線部技師長

(委員の委嘱)

第3条 委員は院長が委嘱する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研修医の研修に関する事。
- (2) 地域医療研修及び院内各種研修に関する事。
- (3) 図書室の管理・運営に関する事。
- (4) 図書室の予算に関する事。
- (5) 図書室の集書方針に関する事。
- (6) 図書資料の選定に関する事。
- (7) 図書の廃棄・除籍に関する事。
- (8) その他必要な事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の互選により選出し、院長の了承を得て決定するものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年2回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の結果を速やかに口頭で委員長に報告し、追ってその概要を取りまとめ回覧するものとする。

(承認)

第10条 院長は、前条の会議の結果を運営会議にかけさせ承認を得るものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において

別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日改正）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 島貫 隆夫
管理担当者氏名	各担当部署

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		電子カルテと病歴管理室 (カルテ庫) 各担当部署	患者毎に保管管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	電子カルテ	患者毎に保管管理
	救急医療の提供の実績	電子カルテ	患者毎に保管管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	研修会を実施した各委員会等	委員会毎に保管管理
	閲覧実績	医事課及び電子カルテ	日別及び患者毎に保管管理
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医事課	月別及び診療科毎に保管管理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	医事課長 萬年 智
閲覧担当者氏名	■■■■■■ ■■■■■■
閲覧の求めに応じる場所	医事課
<p>閲覧の手続の概要</p> <p>日本海総合病院に患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から医療法第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められた時は、医療法第16条の2第5号に基づき対応する。</p> <p>【閲覧の手続き】</p> <p>①「閲覧申出書」により閲覧を申し出る。</p> <p>②閲覧日取扱は、月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日並びに年末年始日は除く）までの午前9時から午後4時までとする。</p> <p>③閲覧場所については、医事課で行う。</p> <p>【酒田地区医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）】</p> <p>酒田地区医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）において、共同診療又は医療機器共同利用に際し、登録医は当院内電子カルテの閲覧と紹介患者の医療情報を得ることが可能である。また、登録医は医療情報ネットワーク協議会への積極的な参加を促し、紹介患者の医療情報の共有化を図っている。</p>	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件



(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委員会における議論の概要	
1. 平成30年度 第1回 北庄内地域医療連携推進協議会	
開催日	平成30年7月9日(月) 18:30~19:00
場 所	ベルナール酒田
内 容	報告 (1) 協議会委員について (紹介) 協議 (1) 事業の実績について ・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について ・医療機器の共同利用について ・選定療養費の算定状況について (2) 平成30年度協議会開催予定について (3) その他 ・ちょうかいネット月別患者登録人数
出席人数	委員 21名 事務局 4名
2. 平成30年度 第2回 北庄内地域医療連携協議会	
	(庄内地域医療情報ネットワーク研究大会へ合同参加)
開催日	平成30年8月26日(日) 16:00~17:45
場 所	鶴岡市立荘内病院
内 容	事例発表 庄内地域における医療情報ネットワークの現状と課題 鶴岡地区医師会 [ ] 氏 医療情報ネットワークの全県化について 山形県健康福祉部地域医療対策課 [ ] 氏 特別講演 「質の高い地域医療・介護・福祉に不可欠な地域医療情報ネットワーク」 長崎県におけるあじさいネット13年間の取組み 講師 [ ] 氏
出席人数	医・歯・薬・介護福祉・行政関係従事者 67名 (委員含む)
3. 平成30年度 第3回 北庄内地域医療連携推進協議会	
開催日	平成30年10月12日(金) 18:30~19:00
場 所	ベルナール酒田

内 容 協議 (1) 事業の実績について  
・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について  
・医療機器の共同利用について  
(2) その他  
・ちようかいネット月別患者登録人数

出席人数 委員 16名 事務局 4名

4. 平成30年度 第4回 北庄内地域医療連携推進協議会

開催日 平成31年2月25日 (月) 19:00~19:30

場 所 日本海総合病院 第一会議室

内 容 協議 (1) 事業の実績について  
・紹介率、逆紹介率について ・救急患者数について  
・医療機器の共同利用について  
(2) その他  
・ちようかいネット月別登録患者数

出席人数 委員 16名 事務局 4名

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

## 北庄内地域医療連携推進協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、北庄内地域医療連携推進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 北庄内地域の医療機関が相互に連携し、病診連携並びに病病連携の推進を図ることにより、地域住民へ質の高い医療サービスを提供する方策を検討協議する。

### (協議)

第3条 協議会は前条の目的達成のため、次に掲げる事項を協議し、地域医療支援病院ほか、各関係機関等へ提言を行う。

- (1) 医療機能の分担、医療情報の共有化、診療情報提供書や地域連携パス等の活用による紹介及び逆紹介の推進に関する事項。
- (2) 施設及び医療機器の共同利用の推進に関する事項。
- (3) その他医療連携に関する事項。
  - ア 地域の医療従事者に対する研修実施について。
  - イ 救急医療の提供について。
  - ウ 諸記録の管理・閲覧について。

### (構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長は、協議会委員から委員の互選をもって選出する。
- 3 副会長は会長が指名する。
- 4 委員の任期は、2年とする。再任を妨げないものとする。また、委員が欠け補欠の委員が就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長の職務)

第5条 会長は会務を総理し、会議の座長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議の開催)

第6条 協議会は年4回開催し、会長が召集する。

- 2 協議会に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7条 協議会に事務局を設置する。

- 2 協議会の庶務は、日本海総合病院医事課が処理する。

### (委任)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

### 附則

この規約は、平成24年9月4日から施行する。

(平成26年4月1日 一部改正)

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口 ・ 相談室 その他 ( 各病棟 )		
主として患者相談を行った者 (複数回答可)			
医療福祉相談員 [REDACTED]	医療福祉相談員 [REDACTED]	医療福祉相談員 [REDACTED]	相談員 [REDACTED]
9,010件			
患者相談の概要			
<p>【相談内容】</p> <p>別紙のとおり</p> <p>【講じた対策】</p> <p>①入院患者から相談のアクションがある時は、速やかに病棟看護師や地域連携室看護師が医療福祉相談員に連絡を取り、患者情報の収集と相談に応じた。</p> <p>②入院時説明の時に患者から相談の要望がある場合は、医療福祉相談員に連絡を取り相談に応じた。</p> <p>③外来患者が診察時に相談がある場合は、医師や外来看護師が医療福祉相談員に連絡を取り相談に応じた。</p> <p>④医療・福祉センターを1階エントランスホールに移設したことにより、多くの患者・家族に周知できたため、相談件数が増加した。</p>			

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

医療福祉相談室 医療福祉相談件数(平成30年度 月別合計・年度合計)

	種別			面談方法				対象				診療科						相談内容										月別合計 相談内容 ①-⑭							
	新規	入院	外来	その他	面接	電話	訪問	文章	本人	家族・親戚	院内 及び	関係 機関	その他	内科	外科	産婦 人科 小児 科	精神 科	救急 科	その他	① 医療 費 生活 費	② 生活 保 護	③ 各種 手 帳 費 等	④ 各種 手 帳 関 係	⑤ 各種 年 金 関 係	⑥ 情報 提 供 関 係	⑦ 介護 保 険	⑧ 制度 (そ の 他)		⑨ 療養 上 の 問 題 調 整	⑩ 退院 支 援 等	⑪ ル バ リ バ ス 関 係 カ ラ イ ア シ ン グ	⑫ 交 渉 相 談 ・ 転 院 相 談	⑬ 遺 贈 ・ 介 入 連 携	⑭ 苦 痛 ・ 意 見	⑮ その他
30年4月	214	253	343	117	254	449	0	10	202	97	144	265	5	202	335	19	85	7	65	155	15	38	62	28	56	9	14	209	11	16	93	6	1	0	713
30年5月	263	210	451	103	270	490	0	4	244	96	156	265	3	264	307	24	111	5	53	154	17	85	44	63	82	16	13	158	2	15	103	8	2	2	764
30年6月	279	197	486	62	224	517	0	4	229	95	148	269	4	281	285	37	83	2	47	125	15	123	65	32	93	19	10	127	6	12	102	8	7	1	745
30年7月	281	292	523	66	307	563	0	11	220	122	225	305	9	346	326	37	116	4	52	169	29	102	87	57	90	29	20	169	0	13	102	7	6	1	881
30年8月	284	221	546	57	270	540	0	14	228	79	185	329	3	330	280	29	124	10	51	155	14	104	59	53	84	19	14	171	2	18	114	12	5	0	824
30年9月	248	192	459	74	245	467	0	13	175	76	197	275	2	232	257	22	135	5	74	98	10	60	68	43	81	21	11	204	3	18	100	8	0	0	725
30年10月	338	238	467	133	281	520	0	37	187	100	185	360	6	316	311	19	125	5	62	153	12	70	54	42	92	15	21	197	4	15	145	13	3	2	838
30年11月	299	220	418	85	275	443	0	5	175	90	163	293	2	271	293	37	55	9	58	122	18	61	72	47	59	16	19	169	5	10	102	20	3	0	723
30年12月	282	216	412	73	260	438	0	3	172	91	178	254	6	263	279	27	73	15	54	128	11	73	40	61	75	11	25	163	7	11	85	9	1	1	701
31年1月	312	246	383	63	262	424	4	2	161	70	192	265	4	277	253	22	78	4	58	172	14	68	61	32	66	7	12	138	2	20	87	9	2	2	692
31年2月	256	194	386	78	224	428	1	5	160	61	156	278	3	265	240	28	70	11	44	110	9	60	32	66	72	17	16	166	1	13	90	4	1	0	657
31年3月	272	208	422	117	273	472	0	2	172	99	171	296	9	288	271	48	75	12	53	132	4	59	50	51	71	16	23	164	1	8	154	10	4	0	747
平成30年度 合計	3328	2687	5296	1028	3145	5751	5	110	2325	1076	2100	3454	56	3335	3437	349	1130	89	671	1673	168	903	694	575	921	195	198	2035	44	169	1277	114	35	9	9010

平成30年度  
相談総件数  
9010

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
平成29年2月に日本医療機能評価機構から主たる機能「一般病棟2」(機能種別版評価項目3rdG: Ver. 1.1)に認定された。	

(注)医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページの充実による広く病院情報の発信 患者、地域住民向け及び関係者向けに広報誌「あきほ」を年間4回発行し、病院機構の施設整備の状況や治療に関する情報等の発信 親しみと信頼のある地域密着型の病院づくりをめざし、地域交流事業として病院祭「あきほ祭」及び即売施設「あきほ市」を開催	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 《地域連携室》 自宅への退院: ケアマネージャー依頼・情報提供・情報交換、福祉サービス利用の相談・調整、開業医・訪問看護ステーションへの橋渡し、開業医への診療情報提供書の依頼、サービス利用の為の診断書の依頼、各事業所へ情報提供・情報交換、病棟看護師と連携と退院指導 施設入所・転院: 施設の説明・入所手続きの説明、診療情報提供書・診断書の依頼、施設相談員との情報交換、施設相談員からの窓口(入所・転院日時調整)	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 地域連携クリティカルパス【大腿骨頸部骨折、5大がん、脳卒中、前立腺がん】 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 地域連携クリティカルパスの策定について、地域の複数の医療機関同士でまとめ、それぞれの医療機関の役割治療内容をまとめ、医療内容を標準化と効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与するため、電子カルテをベースにしたクリティカルパスの作成及び適用と適用件数の増加を図っている。	